

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を
公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第218号

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(業務方法書の記載事項)

第3条 法第22条第2項の規定に基づき業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務の執行に関する基本方針
- (2) 定款に規定する業務に関する事項
- (3) 業務の委託の基準
- (4) 契約の締結に関する基本的事項

(料金の上限の認可の申請)

第4条 法人は、法第23条第1項前段の規定により料金の上限の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 料金の種類及び上限
- (3) 料金の上限の算定の根拠

2 法人は、法第23条第1項後段の規定により料金の上限の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 変更しようとする料金の種類及び上限

(3) 料金の上限を変更しようとする理由

(中期計画の認可の申請)

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期目標の期間の開始の日の30日前までに、中期計画を記載した書面を添えた申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更の内容及び理由を記載した申請書に変更後の中期計画を記載した書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第6条 法第26条第2項第7号に規定する設立団体の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 法第40条第4項の規定による承認を受けることができた場合に当該中期計画の期間における業務の財源に充てる積立金の処分に関する計画

(年度計画の届出等)

第7条 法第27条第1項前段の規定による届出は、年度計画を記載した書面を添えた届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 法第27条第1項後段の規定による届出は、年度計画の変更の内容及び理由を記載した届出書に変更後の年度計画を記載した書面を添えて行わなければならない。

3 年度計画には、認可中期計画に定めた事項に関し、その事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第8条 法人は、事業年度が終了したときは、法第28条第1項の規定による地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けるため、当該事業年度の終了後3月以内に、当該事業年度における中期計画の実施状況を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第9条 法第29条第1項に規定する中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた事項に係る業務の実績を記載しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績報告)

第10条 法人は、中期目標の期間が終了したときは、法第30条第1項の規定による委員会の評価を受けるため、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定めた事項に係る業務の実績を明らかにした報告書を委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第11条 法第34条第1項に規定する設立団体の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号。以下「会計基準等」という。）第1章第4節第40に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第12条 法第34条第4項に規定する設立団体の規則で定める期間は、5年とする。

(剰余金の処分の承認の申請)

第13条 法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、同条第1項に規定する剰余が生じた事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に当該事業年度の終了の日における貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 承認を受けようとする金額
- (3) 前号の金額を充てようとする具体的な剰余金の用途

(積立金の処分の承認の申請等)

第14条 法人は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「特定事業年度」という。）の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業年度の終了の日における貸借対照表、特定事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 承認を受けようとする金額
- (3) 前号の金額をその財源に充てようとする業務の内容

(納付金の納付)

第15条 法人は、法第40条第6項に規定する剰余があるときは、市長が指定する期日

までに、当該残余の額（以下「納付金」という。）の計算書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の計算書には、特定事業年度の終了の日における貸借対照表、特定事業年度の損益計算書その他の納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付しなければならない。
- 3 納付金は、市長が指定する期日までに納付しなければならない。

（短期借入金の認可の申請）

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 借入れを必要とする理由
- (3) 借り入れる短期借入金の額
- (4) 借入先の名称及び所在地
- (5) 借り入れる短期借入金の利率
- (6) 借り入れる短期借入金の償還の方法及び期限
- (7) 借り入れる短期借入金の利息の支払の方法及び期限
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 法人は、法第41条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 借換えを必要とする理由
- (3) 借り換える短期借入金の額
- (4) 借換え先の名称及び所在地
- (5) 借り換える短期借入金の利率
- (6) 借り換える短期借入金の償還の方法及び期限
- (7) 借り換える短期借入金の利息の支払の方法及び期限
- (8) その他市長が必要と認める事項

（重要な財産の譲渡等の認可の申請）

第17条 法人は、第44条第1項本文の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 法人の名称

(2) 譲渡し、又は担保に供する財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）

(3) 当該財産の譲渡に係る契約の種類又は当該財産に設定する担保権の内容

(4) 当該財産を譲渡し、又は担保に供する条件

(5) 当該財産を譲渡し、又は担保に供することが法人の業務運営に支障がないと認める理由

（特定の償却資産の会計処理）

第18条 法人は、業務のために取得しようとする償却資産については、会計基準等第1章第11節第85の規定により会計処理を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 法人の設立後最初の中期計画に関する第5条第1項及び第6条の規定の適用については、同項中「中期目標の期間の開始の日の30日前までに」とあるのは「法第25条第1項前段の規定による市長の指示を受けた後遅滞なく」と、同条各号列記以外の部分中「次」とあるのは「第1号及び第2号」とする。

3 第18条の規定にかかわらず、法人の成立の際、法第67条第1項の規定により法人に出資されたものとされる財産のうち償却資産については、会計基準等第1章第11節第85の規定により会計処理を行うものとする。

（産業観光局産業技術研究所）